

近代の編纂事業と写本

岩壁, 義光 / IWAKABE, Yoshimitsu

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

58

(開始ページ / Start Page)

59

(終了ページ / End Page)

66

(発行年 / Year)

2002-09-30

近代の編纂事業と写本

はじめに

歴史学研究の方法論において史料が欠くことの出来ない必要条件であるのは、誰しも認めることである。殊に編纂事業では、必要があれば原本はもちろんのこと、複写史料であろうともそれ自体が持つ内容上の情報的価値が同等であれば、可能なかぎり収集し利用しようとするのが一般的である。こうしたある目的を持って生み出されて来たのが写本である。日本文化を書誌学的な視点から透視すれば、先人の努力により生み出されてきた写本によって古典籍や古文書の体系が支えられており、ひいては歴史学自体が成り立ってきたことは自明の理と言える。

しかし本稿は写本の技術的・形態的な視点から再考を試

近代の編纂事業と写本（岩壁）

岩 壁 義 光

みようとするものではない。ここでは『岩倉公実記』の編纂史料であり、膨大な写本より成る『岩倉具視関係資料』（財団法人岩倉公旧蹟保存会所蔵）が歴史資料として重要な文化財の指定を受けていることに鑑み、写本のもつ情報媒体としての性格に注目したい。具体的には、近代における国家的な編纂事業であった『明治天皇紀』（以下、『天皇紀』）の編纂過程で、編纂史料の一部として作成された臨時帝室編修局収集本（通常は「臨帝本」と略称）を例として、「歴史研究と文化財」という視点から、近代の写本のもつ文化財としての意味と、写本を取り巻く今日の問題点について極めて限られたスペースで考えてみたい。

一 明治天皇紀編纂と史料収集

『天皇紀』の編纂は、大正三年二月一日宮内省に臨時編修局（大正五年一月臨時帝室編修局と改称）が設置されたことに始まる。¹⁾土方久元総裁のもとで翌四年に定められた「編修要綱」では、この『天皇紀』を「明治天皇実録」と呼び、その性格を「明治天皇ノ御聖徳御聖蹟ヲ主トシテ編纂スルモノニシテ国史ノ編纂トハ其主旨ヲ異ニスルモノ」と位置づけ、完成期間を五カ年間とした。この位置づけは、明治二四年に開始され同三九年に完成した『孝明天皇紀』と軌を一にすると見える。この要綱に従い史料の収集は各官公衙・学校・図書館および諸家に協力を求める一方、極めて短期間における編修からか明治四年以前の史料については文部省の所管であった「維新史料編纂会ニ於テ蒐集」した史料を「借覧」とするといった変則的な方法が採用された。

しかしこの史料借覧は、結果としては思わぬ方向に『天皇紀』編纂事業を進めた。借覧に関して大正四年七月一日に取り決めた「維新史料編纂会ト協定事項」によれば、編纂会と編修局との連絡を密にして事業の進捗をはかるために臨時編修局副総裁には維新史料編纂会副総裁を充てると

し、更に年末に取り交わされた「覚」で双方にまたがる相互囑託員を置くと共に、「本局（著者註・臨時編修局）ニ於テハ維新史料編纂事務局ヨリ史料ヲ借覧スルト同時ニ本局ニ於テ蒐集スル所ノ資料ヲ同局ニ貸与シテ閲覧セシメ交互所得ヲ交換シテ編修上各便益ヲ得ルコト」としたのである。七月七日編修局副総裁となった編纂会副総裁金子堅太郎は、今後の編修方針について「天皇ハ国ヲ以テ家ト為シ給フカ故ニ明治天皇紀ハ天皇ノ御言行ヲ記述スル御伝記タルト同時ニ天皇ノ御治世中ニ起リタル重要ノ事件及国勢ノ隆替ヲ録スル国史タラサルヘカラス」と土方総裁に建議。

この主張は維新史料編纂会副総裁として国史編纂の一翼を担ったという彼の自負に拠るとも解せるが、同時に近世から近代へと大きく変貌した明治という時代、そして自らも政治家のひとりとして深く関わった明治国家を、天皇を中心軸に据えた世界観のなかで編修される『天皇紀』に書き残したいという願望がそこに強く働いたであらうことも想像に難くない。こうした編修方針変更希望は、翌五年三月に御用掛となった藤波言忠の提出した建白にも窺える。

大正七年八月に発せられた「御紀編修ニ関スル綱領」では編年綱目体の資料採録仮稿本を作製しこれを根拠として『天皇紀』を編修すること、編修年限を向こう約一〇カ年

と改め編修期間を延長することが明らかにされ、また「編纂規程」および「御紀資料採集規程」を定めると共に史料収集の円滑を期し資料採集主任には藤波御用掛が就いた。

ここでいう仮稿本の作製とは、史料所蔵先から史料原本を借用し、重要な史料については転写して副本を作り、その副本から編修に必要と思われる部分を抽出し筆写して抜き取り、これらを編年体に編纂したいわば『天皇紀』編修のための史料集を作製するとの意味である。また仮稿本に採録される史料について、「範圍ハ御行実竝御聖德御偉業ニ関スルモノヲ主トシテ政治上社会上百般ノ事件ニシテ御聖德御偉業ヲ記述スルニ必要ナルモノハ之ヲ採録」すべきことが掲げられた。明治天皇の伝記記事を中心とするという従来の編修方針に変更はないものの、伝記事項に関連する「政治上社会上百般ノ事件」も編修事項に加えられたために、これに関わる史料も収集の対象に加わった。『天皇紀』は同時に国史でもなければならぬとする金子の意見が一部盛り込まれたと見ることが出来る。この綱領は一〇月には宮内大臣の承認を得て実行に移された。

さらに編修方針に決定的な変更が加えられる。『天皇紀』本文の執筆に入る大正九年、土方総裁死去を受け総裁となっていた田中光頭がその席を去ると、総裁の職務を実質

的に代行していた金子は藤波と共に有識者の意見を徴し、また山県有朋・松方正義・西園寺公望の三顧問とも協議して、五月十五日編修方針の変更を明記した奏上文と共に一箇条から成る「明治天皇紀編修綱領」を大正天皇に提出してその裁可を得た。この綱領で、『天皇紀』は「天皇ノ言行ヲ記スル伝記」であると共に「天皇ノ治世中ニ起リタル大小ノ事変国勢ノ隆替ヲ録スル国史」でなければならぬと記して、金子の宿願を綱領のなかに明文化したのである。人事面でも翌一〇年には編修局設置以来編修官長（当初の役職名は編修長）を勤めてきた股野琢が更迭され後任には竹越与三郎が就任し、一一年には空席であった総裁に金子が、副総裁には藤波が就いて新たな体制が固まった。編修体制の整備が進むなか、一二年には「年表」と『要目』も完成し、「資料蒐集ノ範圍及採録事項ノ種目」が明確にされた。

このような編修を取り巻く諸般の変化は、当然のことながら仮稿本に採録するために多くの史料の収集を必然化させた。当時の史料収集の状況について「明治天皇紀編纂事業経過概略」は「力ヲ資料ノ採集ニ竭シ或ハ局員ヲ各地ニ派遣シ或ハ諸方面ノ蔵書家及故老等ニ就キテ逸書ヲ搜リ遺事ヲ訪ヒ或ハ実歴者ヲ本局ニ招致シ又ハ其家ニ就キテ

実歴談ヲ聴取シ或ハ欧米人ノ著書等ヲ涉獵スル等苟モ資料ニ供シ又ハ参考ニ資スベキモノハ旁搜博採シテ遺スコトナカラントヲ努メタリ」と伝えている。こうした史料の調査収集は人員不足等から難航し仮稿本作製は遅れた。大正一五年編修官長が竹越与三郎から三上参次へと更迭されるのを機に、金子は六か条の新方針を示して、執筆に時間を費やす記事本末体の採用に再考を求め、「記述ノ範圍ヲ縮小シ背景的叙述ヲ簡略ニシテ天皇ノ御言動御意志ヲ表明スヘキ記述ノ充実ニ努メ」可能な限り速やかなる『天皇紀』の完成を指示した。しかし注目すべきは、この新方針でも史料収集については「大ニ力ヲ資料蒐集ニ用フルノ要アルヲ以テ各部ニ於テ所属編修官補中ヨリ各一人ヲ択ヒテ其事ヲ担任」させることを指示すると共に、必要なればこれら担任者とは別に一名の統括者を置くことも認めていることである。経費と人員不足のなかでも史料を最重視して編修を遂行しようとする編纂姿勢がよく現れている一文である。こうして昭和八年九月三〇日『天皇紀』二六〇巻は完成に至った。

二 臨時帝室編修局蒐集本（臨帝本）

『天皇紀』編纂に関わる史料の調査・収集方法を定めた

のが大正七年に出された「御紀資料採集規程」である。全八条から成るこの規程によれば、編修官が編修材料となる仮稿本に収録する必要のある史料の要項を編修官長に提出し（第二条）、編修官長はこれらを資料採集主任へ移牒（第三条）。資料採集主任は編修官の求める史料の所在を調査し（第四条）、資料採集係一名を補助として必要資料の採集に当たりこれを編修官に戻す（第五条）というものであった。また、史料収集の必要から生じる史料借用については「借用期間内ニ採録ヲ了スヘシ」（第八条）と定めているが、重要史料については副本を作製し、史料原本返却後これを用いて仮稿本作製資料としている。しかし編修も最終段階になると本文の執筆が最優先され、仮稿本の作製は簡略化されていったようである。また調査・収集の対象となったのは①「宮内省及各官庁」、②「官公私立図書館及博物館」、③「神社及寺院」、④「華族諸家」、⑤「関係諸家」、⑥「資料所蔵家」（第一条）であるが、このほかにも「史蹟ノ調査」（第四条）を実施し、さらに先述したように必要に応じて談話聴取を行い筆記により史料を作製することも史料収集の一方法として採用されている（第六⁽²⁾条）。

また仮稿本の作製については、前述の採集規程と共に定

められた「編纂規程」によると、編修官が編修官補の補助を受け、出来上がった副本や収集した史料を閲読し必要な箇所が付箋を施し（第一条）、筆生監督にこれを交付（第三条）。これを受けた筆生は所定用紙に指示された該当箇所を謄写し、編修官補はこれを校正して編修官に戻し（第四条）仮稿本に収めるというシステムであった。現在でも、臨帝本にはこの作業の形跡が色濃く残されている。ただし仮稿本作製作業には大変な労力と時間を要し編修が遅滞したことから、大正一三年四月からは編修官は編修官補と共に担当年間の重要事項について必要な史料の収集に努め、判明した事実を編年体で記述して編修官長に提出。編修官長はこれを基礎に添削加筆して『天皇紀』を編修することに変更された。

臨帝本はこうした副本や独自に作製した史料の総体であり、現在に受け継がれ公開されている数は件数にして約一四〇〇件、冊数にして三三〇〇冊を上回っている。ここで記す一件とはたとえば『井上伯爵家文書』全体を意味し、冊数にして一三冊であり、一冊には諸書類や書翰が複数含まれるので、単純にその収録量を数として表すことは出来ず、極めて多種で多様な文書が含まれていることが知られる。臨帝本の全容については別に譲りその特徴を述べる

近代の編纂事業と写本（岩壁）

と、体裁は図書寮で画一化された表装が施された和綴本であり、その一点一点には来歴を示す情報が標準化された書式により記され、副本の性格を明らかにしている。管見によればこうした事例は決して多くはない。例えば臨帝本の中心を成す「関係諸家」からの転写副本のひとつである『花房子爵家文書』一（整理番号 明七六一）の表紙裏面には、原本所蔵者を示す「台本出处」の欄に「子爵花房太郎」と記され、以下「採集人名 編修官本居清造」「採集年月 大正一二年二月」「校正 筆生有田利雄」「謄写人名 筆生福田熊五郎」と続く。借用・転写に関する更なる情報は各年度毎に編纂された臨時帝室編修局編『明治天皇紀編修録』全三九冊により詳らかである。筆写方法は墨書が中心であるが和文タイプによる謄写本も少なくない。基本的に転写による写本ではあるが、伊藤博文の『秘書類纂』（明七七八）に散見される閣議書類などには、「鑑」を影写したかの如く花押や捺印も写し取っている。また、原本に朱書きがある場合には、基本的に同じく朱書きで転写され原本の体裁を可能な限り写本に落とし込んだ形跡が窺える。転写の形式は、全文転写もあり部分転写もあるが、全文転写の例でも年次が複数年にわたる場合には関係年次のみを対象としている。臨帝本『徳大寺実則日記』全一〇冊

(明六六九)は明治一八年三月から大正三年五月までの全文副本であるが、後年書陵部の所蔵となった同日記原本と比較してみると、原本は嘉永四年から大正八年までであり、³⁾維新史料編纂会から史料の借覧が決められていた明治四年までの時期は対象から外され、また明治天皇崩御により侍従長を辞した後の時期も対象から除かれている。

最後に臨帝本が持った特異な例として『山田伯爵家文書』三一冊について触れておきたい。⁴⁾周知のように山田顕義は若年時には軍人として、後年には内務卿・司法卿・司法相として知られた政治家である。臨時帝室編修局では、大正一四年当主山田英夫氏より山田顕義関係文書を借用し写本を作成した。これが『山田伯爵家文書』である。原本は昭和二年に山田家へ返却されたが、その後昭和二〇年麻布穿町の邸宅が空襲で罹災し、以後同文書原本の所在は不明となった。しかし、臨帝本により現在でも完全に近いかたちで全体像を知ることが出来、この中には戦災で外務省所蔵の原本が焼失した「条約予会議会議録」も含まれ、条約改正予会議の内容を今に伝えている。こうした事実からも、改めて臨帝本が史料価値の高い写本を中心とする史料群であることが知られる。

『天皇紀』は、元首たる天皇の伝記と国史との両面を兼

ね備えるという編纂方針により極めて高い完成度を持って昭和初期に編纂を終えた。その意味では大正から昭和初期における歴史学の特筆すべき成果として日本史学史上に大きな足跡を残したと言える。今日我々はこれを臨帝本と併せ見ること、如何なる史料が編纂材料として採用され、それが明治天皇や明治時代の叙述にどのように反映されたのかを検証することが出来る。臨帝本の全容は昭和二五年から三度にわたり編集公刊された宮内庁書陵部編『和漢図書分類目録』上・下および増加一と、毎年刊行される『書陵部紀要』の彙報により明らかにされて、近代史研究の諸氏に提供されている。

三 結びにかえて

平成一三年四月一日「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」⁵⁾、いわゆる「情報公開法」が施行された。同法第二条によれば行政文書とは「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(中略)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」を指している。さらに行政文書がその役割を終えると廃棄されるか、歴史資料として特別の管理が公文書館その他の機関においてなさ

れることを義務づけた。対象となる行政機関には原則的に例外はない。従って現在『天皇紀』の編纂が行われているとすれば、収集した史料原本も臨帝本も紛れもなく行政文書である。ところが、国立国会図書館憲政資料室が所蔵している同種の史料は行政文書ではない。国会図書館は立法機関に属するから、この法律は適用されない。今、同図書館から編纂局が編纂史料として複写物を収集すれば組織として共有し利用する行政文書と化する。内容的には同じであつても、片方には長年培ってきた所蔵者の承認を得て史料を利用する利用慣行が存在し、一方は行政文書として開示請求により第三者が入手すれば利用上の制限は全くなく、何に使おうと自由なのである。公開に関する所蔵者の意思が明記された契約書がない限り、思わぬトラブルが生じ、編纂事業の信頼は失墜する危機に見舞われる。その意味でこの法律が文書館や博物館の活動に及ぼす影響は少なくない。

それだけではない。編纂を終えた臨帝本を歴史資料として公開する段になるとまた壁にぶつかることになる。平成一二年政令第四一号として施行された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」第三条は、歴史的もしくは文化的な資料または学術的な資料であつても、情報公

開法第五条に従つてその公開を制限することを定めている。この第五条の転用は、結果として行政文書と歴史資料とを等質視する解釈を生み出す。これにより個人を識別出来る情報、公にする慣行にない情報は歴史資料であつても公開が法的に禁じられることになる。古文書などの史料と現役を離れた行政文書は同じとも読める施行令に問題があることは明白であるが、果たして史料批判に耐える個人識別情報を含まない歴史資料というものがあるのか、公にされる慣行にある官報や新聞に歴史のダイナミズムを解き明かすキーがどれほどあるのか理解に苦しむところである。元来、主権が真に国民に属するなら、為政者や行政は主権者に対する説明責任を常に負う筈である。もしそれがなされぬまま時が経たならば、その説明は歴史家に委ねられるべきであつて、その結果生じるであろう多様な議論の中から真実の探求がなされるべきである。その意味からも、公的機関が保有する史料や歴史資料は、その性格により一定期間非公開とされても原則公開とする必要があり、今やそれを目的とする独立した法律の整備が必要となっているのではなからうか。情報公開法が施行され、厳格にこの法律が遵守されれば情報が見えなくなる。何ともパラドキシカルな構造である。

史料や歴史資料を含む広く文化財は、本来重層的な価値を持つと考える。つまりそれ自体が固有な内容として備えている内在的な価値と、後に人為的な行為により加えられた付加的な価値である。この両者に優劣はないが、後者は政治的色彩を帯びることも少なくない。かつて中国遼寧省博物館を調査で訪れた時のことである。調査も終盤を迎えたある日、中国の研究員から近代史を専門とする私に展示を紹介したいとお誘いがあった。当然快くお受けしたが、説明はショッキングなものであった。彼らは石像仏や古籍などの展示物の説明の最後に、必ず「これは日本軍〇〇大佐が△△地域から持ち込んだもの」「こちらは△△少佐が……」との来歴を付け加えたのである。この時、彼らにとって輝かしい過去の歴史を刻んだ貴重な文化財は、一方で中国各地を転戦した日本軍による侵略の歴史を刻み込んだ歴史資料でもあったことを再認識させられた。多様で重層的な価値を本質的に持つ史料や歴史資料を、現代の価値観のみから廃棄するか不自然なたちで未来に遺す責任を後世の人々にどう説明するのか、また二世紀初頭のこの状況を過去の時空間に生きた人々はどう見るのか、歴史を学ぶひとりとして思い悩むところである。

註

- (1) 「明治天皇紀編纂事業経過概略」正本（臨時帝室編修局編『編纂事業録』一二）。
- このほか本稿で利用した明治天皇紀編纂事業に関する基本文書は臨時帝室編修局編『明治天皇紀編纂録』全三九冊。両者共に歴史資料として書陵部にて公開。
- (2) 一例として明治五年西国中国巡幸時の談話聴取を採録した『明治五年西国中国御巡幸 附遺老談話筆記添』がある。（岩壁義光ほか編『太政官期地方巡幸史料集成』第二巻〈柏書房〉一三五頁～二七五頁）
- (3) 詳しくは岩壁義光・梶田明宏「昭和天皇御幼少期間係資料」―「徳大寺実則日記」と「木戸孝正日記」―「解題（書陵部紀要）」第五三号 五三頁～五四頁）
- (4) 臨帝本『山田伯爵家文書』は日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書』全八冊として翻刻されている。収録文書など詳細については第八巻参照。
- (5) 情報公開法については総務省行政管理局『詳解情報公開法』（財務省印刷局）

* 本稿は、執筆者個人の見解にのみ基づくものであることを明記しておく。